



いのちとくらしをまもる  
防災減災



令和7年5月22日  
旭川地方気象台

## 洪水警報・注意報の発表基準の変更について

令和7年5月29日13時に、洪水警報・注意報をより適切な発表基準に変更します。

洪水警報・注意報の発表基準を最新の災害資料等を用いて精査し、以下のとおり変更します。

この変更により、警報・注意報をより適切なタイミングで発表することが可能になり、市町村による災害対応を的確に支援できるようになります。

### 1. 発表基準変更日時

令和7年5月29日（木）13時

### 2. 発表基準を変更する市町村

洪水警報・注意報（上川・留萌地方）

名寄市、剣淵町、美深町、旭川市、鷹栖町、東神楽町、美瑛町、  
富良野市、上富良野町、中富良野町、天塩町、羽幌町

### 3. 上川・留萌地方の警報・注意報発表基準一覧表

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/asahikawa.html>

※ 発表基準変更日時以降、気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

### 4. 補足

今回の発表基準の変更は、キキクル（洪水警報の危険度分布）にも反映します。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>



洪水キキクル

問合せ先：旭川地方気象台

担当 小山内・佐々木

電話 0166-32-7102